

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

竜 王 町

## 1 促進計画の区域

別紙図面および集落リストに記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 竜王町地域

#### (1) 現況

本町は、東に雪野山、西には鏡山に囲まれ、盆地状に水田地帯が広がっており、南部一帯は丘陵団地を形成し観光果樹が盛んに行われている。美しい田園空間が形成され、恵まれた自然環境のもと営々として農業生産活動が図られてきている。

本町の水田の約9割では場整備が完了し、集落営農等を中心に地域資源の保全管理が行われてきているが、農業者の高齢化・人口減少等によりその資源を適切に保全管理できる集落機能が低下しつつある状況である。人口減少を念頭に集落に応じた主体的な活動による地域資源の保全管理をさらに推進していくことが必要である。

一方、本町では従来から独自で農業排水の巡回や透視度調査を実施し、田植え時期における濁水の流出防止などの琵琶湖等の環境への負荷を考慮した取組みを行っており、環境こだわり農業では、平成26年度水稻栽培面積の約6割で取り組まれ、他の作物についても約5割で取り組まれているが、今後も継続的な環境こだわり農業の推進により、安全で安心の出来る農産物を消費者に安定的に提供していくため、本町でまとまりある農業生産活動の更なる普及を目指していく必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、地域資源である田園空間を保全し、次の世代に伝えていくため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者だけでなく、町民、行政が一体となって地域資源の保全管理、農村環境の保全活動の充実を図ることにより農業・農村の有する多面的機能を発揮していくこととする。

また、法第3条第3項第3号に掲げる事業においては、平成27年度以降において水稻栽培面積の約7割、他の作物についても約6割を目標に推進し、環境負荷の軽減・生物多様性を保全する農業生産活動を促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	竜王町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業および同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項なし。

別紙 集落リスト

1 法第3条第3項第1号（多面的機能支払）

山中、岡屋、小口、薬師、七里、山面、鏡、西横関、西川、弓削、川上、  
信濃、庄、林、川守、岩井、山之上（東出、西出、新村、西山）、田中、綾戸、  
島、駕輿丁、橋本、須恵、鶉川

2 法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払）

農業振興地域の全域